

5. 専門学校教務規程

令和 7年 3月10日 制定

令和 8年 2月26日 改正

第1章 総則

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人静岡理工科大学が設置する静岡産業技術専門学校（以下「本校」という。）の学則に基づき、履修方法、成績評価、出席・欠課、卒業条件等の細則を定めることを目的とする。

第2章 授業時間

(授業時間)

第2条 原則として1時限の授業時間は、90分とする。

2 一日の授業時間は、以下の通りとする。

1 時 限 目	9 : 30 ~ 11 : 00
2 時 限 目	11 : 10 ~ 12 : 40
3 時 限 目	13 : 30 ~ 15 : 00
4 時 限 目	15 : 10 ~ 16 : 40

5時限目を実施する場合は次のとおりとする。

5 時 限 目	16 : 50 ~ 18 : 20
---------	-------------------

3 校長は、教育上必要な時に始業・終業の時刻を変更することができる。

第3章 出席及び欠課

(授業への出席と欠課)

第3条 授業は、出席するよう努めなければならない。

2 科目の出席時限数とその総時限数の3分の2に満たない場合、その科目の評価は受けられず単位も与えられない。

3 前項とは別に、これより優先する出席条件を科目ごと設定する場合がある。

4 原則として授業の始めに出席者の確認を行うものとし、各授業時間の6分の5以上を受講していない場合は欠課とする。

(欠課の届け)

第4条 やむを得ない理由で欠課をする場合は、学校の指定する方法で連絡しなければならない。

(欠課の免除)

第5条 本条第2項の理由により欠課をする場合は、その根拠を示す書類等により出席扱いとすることができる。

2 欠課の免除となる理由は、次のとおりとする。

(1) 忌 引

公休日数は、次のとおりとする。

父母	5日
兄弟姉妹・祖父母	3日
同居の家族	2日
その他3親等以内	1日

(2) 公共交通機関の遅延等 【交通機関の発行する証明書等】

(3) 申請済み通学用交通用具の故障 【修理した領収書】

(4) 学校安全保健法で規定する伝染病 【学校指定用紙等】

(5) 就職試験受験

(6) 災害その他不可抗力の事故

(7) 普通自動車運転免許を取得するために、入校日・仮免許試験（実技・学科）・卒業検定試験・本免許学科試験で欠席する場合

ただし、科目修了試験・資格試験など学校で指定した期間を除いて、届出を提出することにより、各1回ずつ出席扱いとする

(8) その他、校長が特別な理由があると認めた場合

3 欠課の免除となった場合でも、科目の成績評価要件を満たすために必要と認められる場合は補講を受けなければならない。

第4章 授業科目及び履修方法

(授業科目)

第6条 授業科目は、必修科目（必修選択科目を含む）、選択科目に分ける。

2 必修科目は、全科目を履修し、単位を修得しなければならない。

3 選択科目は、必修科目と併せ、卒業に必要な単位数以上を修得しなければならない。ただし、履修すべき選択科目を校長が指定する場合がある。

(授業科目の開講学期)

第7条 授業科目は、前期又は後期のみで終了する単期科目、1年間開講される通年科目に分ける。

(履修方法)

第8条 在籍する学科の当該年次に開講される科目を履修しなければならない。ただし、科目不合格等で、下位年次開講科目を再び履修する場合は、この履修を優先させる場合がある。

2 単位認定などにより、学習上支障がないと校長が認める場合に限り、上位年次科目の履修を認める。

第5章 試験

(試験の種類)

第9条 試験の種類は次のとおりとする。

- (1) 科目修了試験
- (2) 再試験
- (3) 再々試験
- (4) 追試験

2 試験は、100点満点換算に対して60点以上を合格とする。

(科目修了試験)

第10条 科目修了試験とは、科目の修了時に行われる試験をいう。

(再試験)

第11条 科目修了試験の不合格者に対して、再試験を実施する。

- 2 受験料として、1科目につき1,000円を指定納入日までに納めなければ再試験を受験することができない。
- 3 再試験に合格した場合、該当する科目の点数は60点とする。

(再々試験)

第12条 再試験の不合格者に対して、科目ごと再々試験を実施する場合がある。

- 2 学習意欲が十分にあり、校長が特に認める学生のみ、再々試験を受験することができる。
- 3 受験料として、1科目につき1,000円を指定納入日までに納めなければ再々試験を受験することができない。
- 4 再々試験に合格した場合、該当する科目の点数は60点とする。

(追試験)

第13条 第9条第1項第1号から第3号の試験をやむを得ない理由で受験できなかった場合は、校長が認めた場合に限り、追試験を受験することができる。

- 2 前項で定めるやむを得ない理由は、次のとおりとする。
 - (1) 第5条第2項第1号から第6号に該当する理由
 - (2) その他、校長が特別な理由があると認めた場合
- 3 成績評価は、各試験の評価に準ずる。

(受験制限)

第14条 科目修了試験において、次に該当する者は受験することができない。

- (1) 第3条第2項または第3項の出席要件に抵触する者
 - (2) 試験開始後30分以上遅刻した者
 - (3) その他シラバスに記載された成績評価対象者の要件を満たさない者
- 2 科目修了試験以外の試験において、次に該当する者は受験することができない。
- (1) 前項第1号に該当する者のうち必要な補講が終了していない者

(2) 前項第2号または第3号に該当する者

(補講)

第15条 やむを得ない理由により前条第1項第1号による出席時間数が成績評価対象者としての要件を満たさない場合は、補講を受けることができる。

2 補講を希望する学生は「補講願」に「理由の根拠を示す書類等」を添え提出し、校長の許可を得なければならない。

第6章 成績及び単位

(成績及び単位)

第16条 成績はその科目が修了した時点で次の各号が満たされた場合に限り、科目担当教員がシラバスに基づき判定する。

(1) 科目修了試験及びその他必要な試験を受験していること。又は科目担当教員の指示事項（レポート提出・演習課題等）が完全に満たされていること。

(2) 不正行為がないこと。

(3) 定められた期日までに授業料及びその他の納付金を完納していること。

2 各科目の成績評価は、次の5段階評価とする。

100	～	90	:	秀
89	～	80	:	優
79	～	70	:	良
69	～	60	:	可
59	～	0	:	不可

3 前項成績に基づき各期末ごと単位付与の可否を判断する。成績において可以上を単位修得とみなす。

4 成績評価及び単位付与は、原則としてその学期内に行うものとし、学期の終わりに学生に通知する。

(他校での履修による単位の付与)

第17条 学則第13条から第15条により本校の履修とみなす場合、校長がこれを認め、科目の評価は認定とし、単位を与える。

第7章 卒業

(卒業の基準)

第18条 学則第27条に定める卒業要件を満たし、定められた期日までに授業料及びその他の納付金を完納した者について、卒業の認定を行う。

2 学則第12条に定める課程修了に必要な単位数は以下の通りとする。

学 科 名	必要単位数
コ ン ピ ュ ー タ 科	90
み ら い 情 報 科	154
デ ジ タ ル 経 営 学 科	155
ゲ ー ム ク リ エ イ ト 科	106
C A D デ ザ イ ン 科	73
医 療 事 務 科	77
こ ど も 保 育 科	123
建 築 科	
必修選択 A 又は C を選択	93
必修選択 B を選択	91

附則

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。
この規程の施行に伴い、令和 7 年 3 月 3 1 日をもって専門学校教務規程を廃止する。
- 2 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。
ただし令和 7 年度以前の入学生については、従前の規定を適用する。